

さらなる挑戦は、エコファーマー

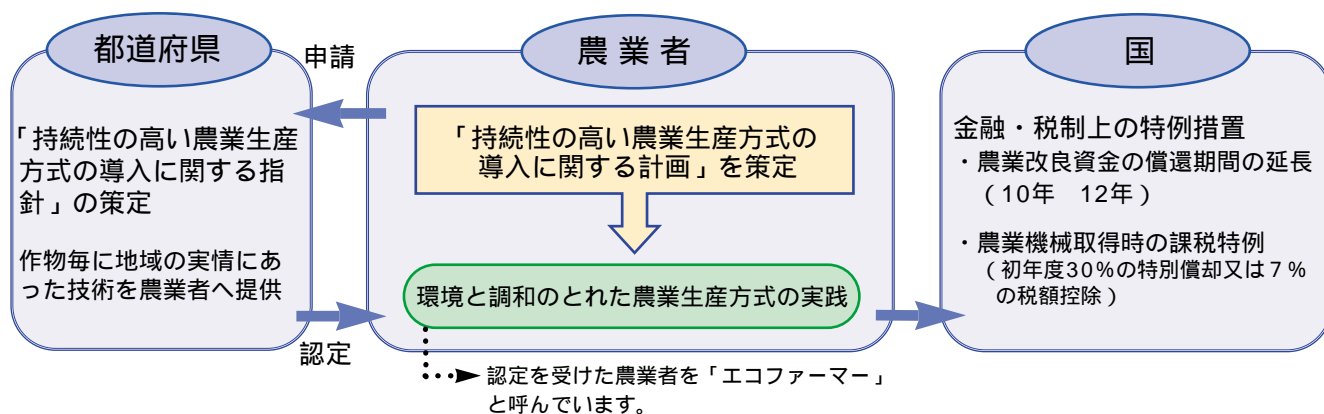


農林水産省では、「持続性の高い農業生産方式の導入に関する法律(平成11年10月)」を制定し、環境と調和のとれた農業生産を確保するため、持続性の高い農業生産方式を導入する農業者の方を支援する制度を設けています。

持続性の高い農業生産方式とは・・・

土壌の性質に由来する農地の生産力の維持増進その他の良好な営農環境の確保に資する合理的な生産方式であって、右の3つの技術のすべてを用いることが必要です。

土づくり(たい肥その他の有機質資材の施用)
化学肥料低減技術
化学合成農薬低減技術



持続性の高い農業生産方式のイメージ(キャベツの例)

慣行的な生産方式

土づくり：たい肥の施用
施肥：全面全層施肥
化学肥料施用量 25kg/10a
防除：農薬による防除
農薬散布回数 15回

持続性の高い農業生産方式

土づくり：土壌診断に基づくたい肥の適切な施用
施肥：局所施肥
化学肥料施用量 20kg/10a
防除：マルチ栽培、フェロモン剤等の組み合わせ
農薬散布回数 8回

環境保全型農業にはこんな支援策もあります！

強い農業づくり交付金

都道府県、市町村、農業者団体等が行う取組に対し、国が定額(補助率1/2相当)の支援を行っています。

面的なまとまりをもち、かつ環境と調和した持続的な農業生産技術の導入等を総合的に支援(地域への技術導入実証、都道府県における調査研究など)

地域全体での有機農産物や特別栽培農産物の生産体制の確立の取組等を支援(地域への技術導入実証、消費者・実需者との交流促進など)

農林漁業金融公庫資金

たい肥化施設、有機物供給施設など、環境保全型農業推進のために必要な施設を整備する場合、特利で融資を受けることができます。